

第 5 次神奈川県ニホンザル管理計画 素案（案）

令和 5 年__月

第1章 計画の概要	4
1 第5次計画策定の経緯.....	
2 計画の根拠.....	
3 管理すべき鳥獣の種類.....	
4 計画期間.....	
5 計画対象区域.....	
第2章 第4次計画の成果と課題	6
1 実施状況.....	
(1) 群れの管理.....	
(2) 被害防除対策.....	
(3) 生息環境整備.....	
(4) モニタリング.....	
2 取組の成果.....	
(1) 適正な群れ管理を通じた地域個体群の管理について.....	
(2) 農作物被害の軽減について.....	
(3) 生活被害及び人身被害の根絶について.....	
3 課題.....	
(1) 目標達成に係る課題.....	
(2) 管理事業の手法上の課題.....	
(3) 地域個体群別の課題.....	
第3章 計画の基本的な考え方	14
1 計画の目標.....	
2 管理の考え方.....	
3 管理計画の進め方.....	
(1) 神奈川県ニホンザル事業実施計画の策定.....	
(2) 実施体制.....	
4 地域個体群別の管理方針.....	
(1) 西湘地域個体群.....	
(2) 丹沢地域個体群.....	
(3) 南秋川地域個体群.....	
第4章 管理事業	21
1 被害防除対策.....	
(1) 被害防除対策の方法.....	

	(2) 被害防除対策の進め方
2	群れの管理
	(1) 群れ管理の計画
	(2) 群れ管理の実施
	(3) 個体数調整の方法
3	生息環境整備
4	モニタリング
	(1) 生息状況調査
	(2) 被害状況調査
	(3) 対策状況調査
	(4) 調査結果の分析
5	技術の開発・検討
6	広報・普及啓発
7	その他管理のために必要な事項
	(1) 計画対象区域外の群れ
	(2) 外来種の捕獲

参考資料	29
------	-------	----

第1章 計画の概要

1 第5次計画策定の経緯

神奈川県には、ニホンザルの群れにより構成される地域個体群が、西湘地域個体群、丹沢地域個体群及び南秋川地域個体群の3つ存在している（図1）。これらは県の自然を構成する重要な要素であるとともに、広域的に見ると、東京都、山梨県及び静岡県各山地に隣接して生息する地域個体群との遺伝的交流により、関東山地等におけるニホンザルの分布の連続性の確保にも寄与していると考えられる。一方で、被害を及ぼす群れや個体（以下それぞれ「加害群」「加害個体」という。）による農作物被害や生活被害が、県内のみならず多くの地域で恒常化しており、人身被害も発生している。

このため、県は農作物被害の軽減や生活被害・人身被害の根絶を目指し、人の集落環境とニホンザルの生息環境の棲み分けにより両者のあつれきを避けることを目的として、平成15年に「神奈川県ニホンザル管理計画」を策定し、計画に基づいて、被害防除対策、群れ管理、生息環境管理、モニタリング等の管理事業を継続してきた。

第4次神奈川県ニホンザル管理計画の計画期間（平成29年4月～令和4年3月）では、「各群れを適正な生息域及び適正な規模で管理することを通じて地域個体群を管理する」という考え方を新たに取り入れ、群れごとに適正配置・規模に向けた個体数調整を行った結果、群れの多くにおいて分裂させることなく規模の縮小や除去を実施することができ、ニホンザルによる農作物被害や生活被害・人身被害は減少傾向となった。

しかしながら、一部の地域個体群では生活被害・人身被害は軽減されておらず、加害群を除去したことともなう近隣の群れの行動圏の変化や、新たな加害群・加害個体の発生に対処するため、管理事業の継続が必要であることから、第4次計画期間の満了に伴い、これまでの取組の結果を踏まえた上で、第5次神奈川県ニホンザル管理計画（以下「計画」という。）を策定する。

2 計画の根拠

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第1項に基づき、第二種特定鳥獣管理計画として策定する。

3 管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル（以下「サル」という。）

4 計画期間

2023（令和5）年4月1日から2027（令和9）年3月31日までの4年間とする。

5 計画対象区域

県内 33 市町村のうち、サルの生息が確認されている 13 市町村

相模原市（緑区の区域）、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、松田町、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村

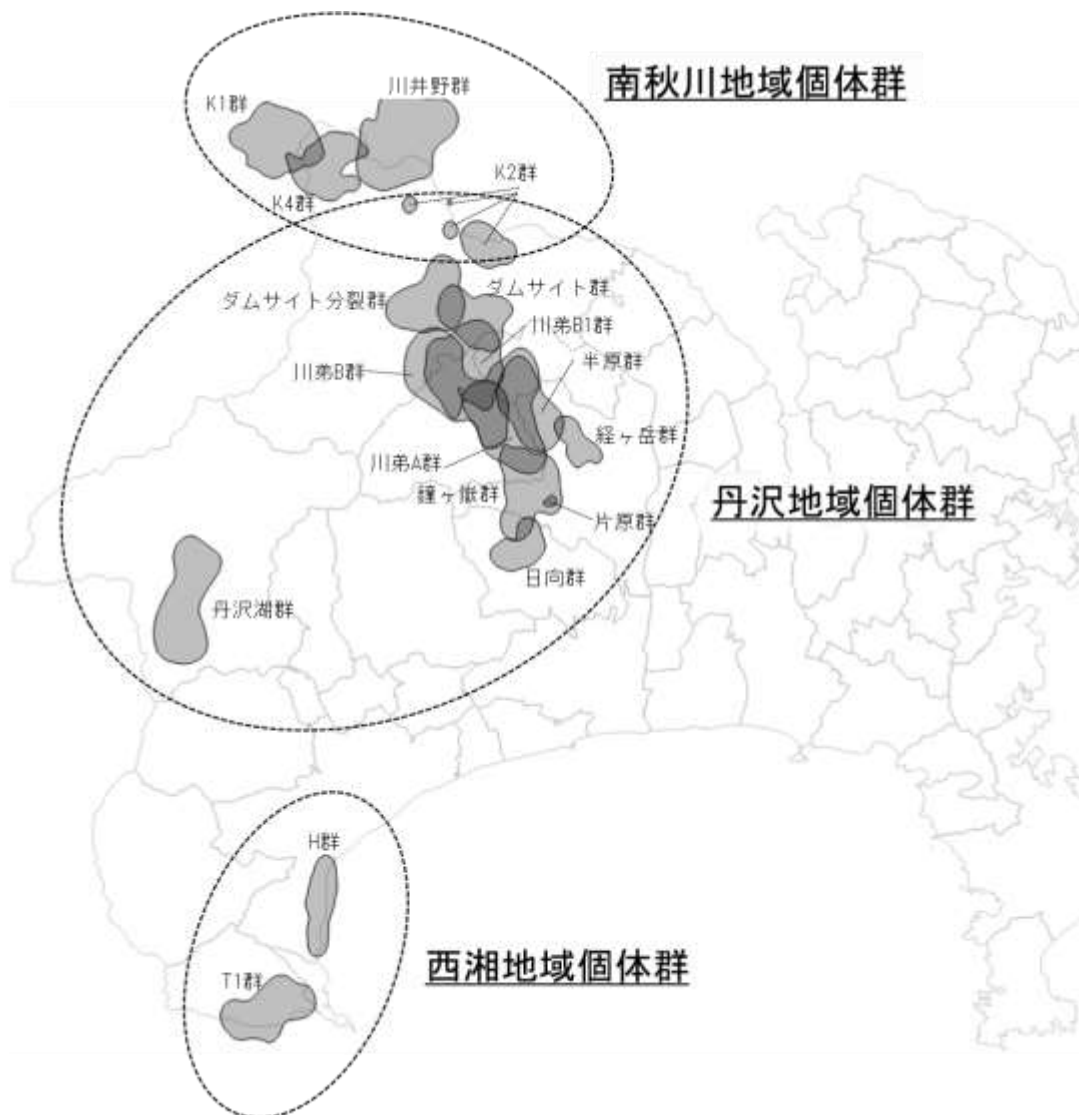


図1 令和3年度各個体群の行動域(95%固定カーネル法)

第2章 第4次計画の成果と課題

1 実施状況

(1) 群れの管理

ア 適正配置・適正規模へ向けた群れ管理

「各群れを適正な生息域及び適正な規模で管理することを通じて地域個体群を管理する」という考え方により、次のような場合に、各群れの適正配置・規模へ向けた個体数調整等を実施した。

- ・群れの分裂による被害拡大のおそれがある場合
- ・生活被害・人身被害を軽減する必要がある場合
- ・新たな加害群及び加害集団が生じた場合

この結果、第4次計画開始時（平成29年度）の県内の群れ数は22群（西湘群：4群、丹沢群：14群、南秋川群：4群）だったが、令和4年度末現在まで、市街地・集落に主な行動域を持ち、農作物・生活・人身被害等の多大な問題を生じさせる加害群10群の除去が進められ、そのうち8群の除去を完了し、3群の除去を継続している（図2-1）。生息数としては、第3次計画開始時（平成24年度）では、県内のサル生息数は約1000頭レベル（平成23年度に最多生息数1033頭）にあったが、個体数調整等により、第4次計画開始時（平成29年度）で、839頭、令和3年度末時点で477頭と半減している（表2-1、図2-2）。

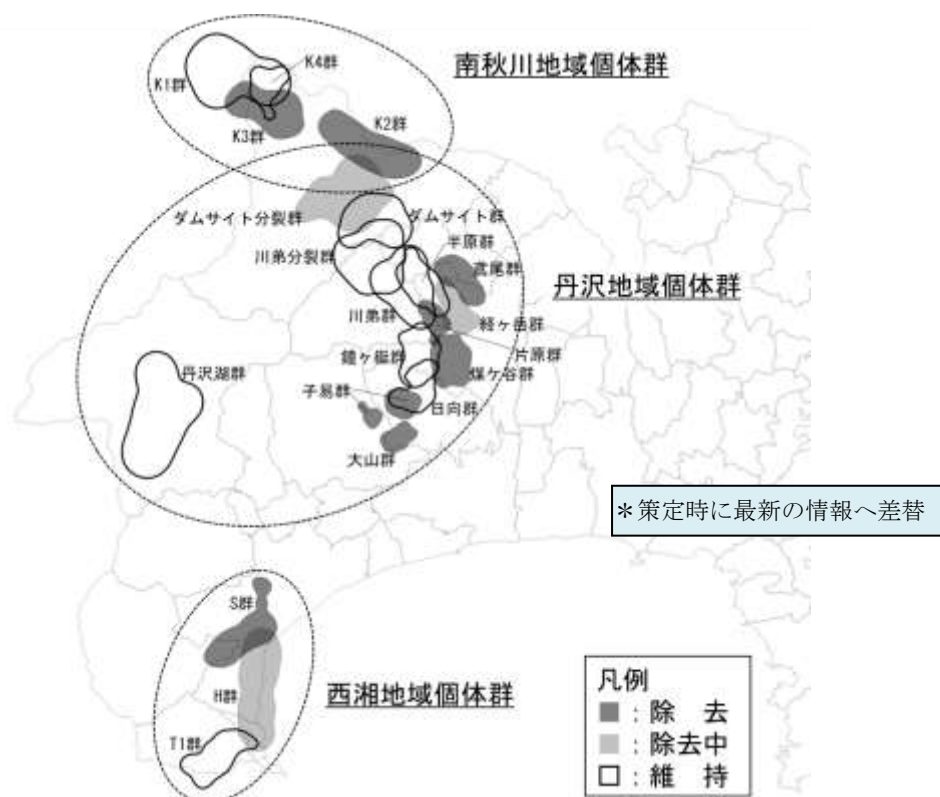


図2-1 管理困難な群れ等の除去状況
(令和3年度末現在、各群れの行動圏及び名称は平成29年度時点)

表 2-1 地域個体群別の群れ数及び個体数の推移

地域 個体群	群れ数（個体数）		分裂群（確認年）	除去群（除去年）
	平成 29 年度	令和 3 年度		
西 湘	4 (85)	3 (36)	分裂なし	S 群 (R2. 12)
丹 沢	14 (472)	10 (311)	川弟 B 1 群 (R1) *川弟 B 群より分裂	子易群 (H30. 2) 鳶尾群 (H31. 4) 大山群 (R2. 7) 煤ヶ谷群 (R2. 9) 片原群 (R3)
南秋川	4 (282)	2 (130)	分裂なし	K 3 群 (R3. 3) K 2 群 (R4. 1)
計	22 (839)	15 (477)	1	8

※南秋川地域個体群の川井野群（平成 28 年度 80 頭（平成 29 年度未確認）、令和 3 年度 109 頭）は、生息地の大部分が東京都側にあるため含めない。

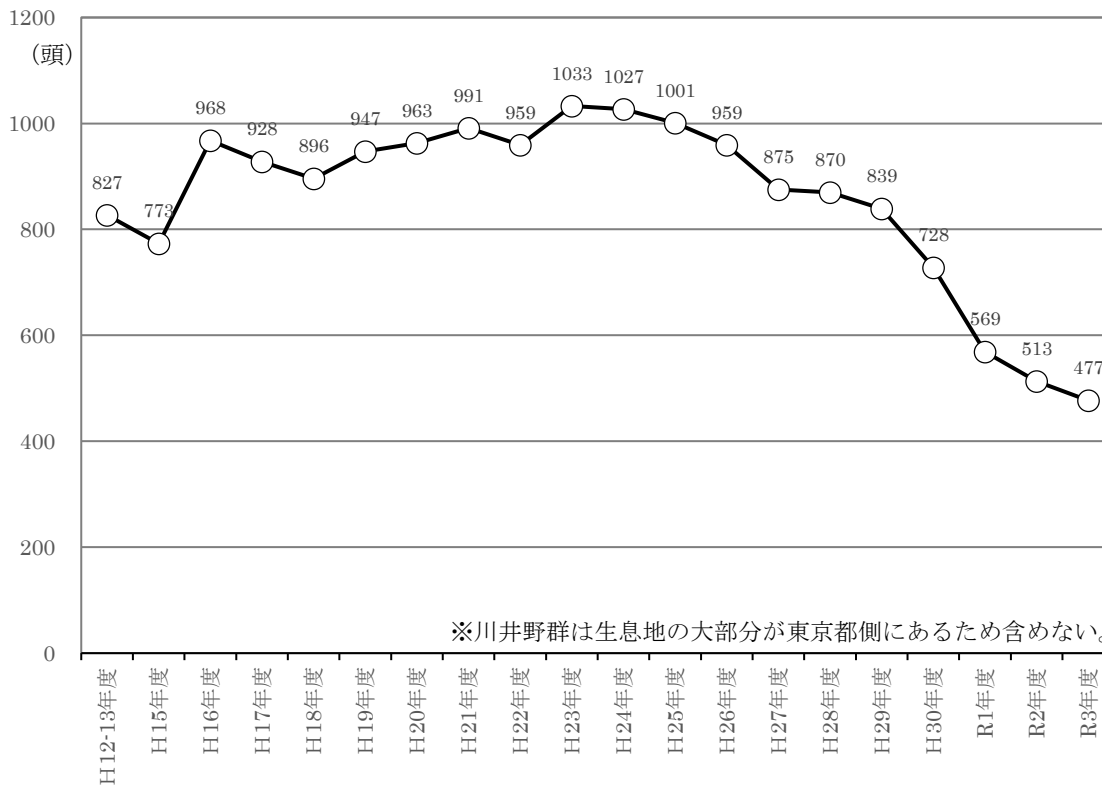


図 2-2 県内ニホンザル生息数

イ 追い上げ

市町村の実施隊、鳥獣被害防止対策協議会の追い払い隊、地域住民等が主体となり、追い上げ目標エリアに向けて追い上げを実施した。

- ・ かながわ鳥獣被害対策支援センターでは、GPS首輪(VHF一体型)を活用した追い上げの試行を地域と連携して実施し、泊り場の把握や追い上げルート、移動パターン
の把握等を行った(対象:T1群)。
- ・ 伊勢原市では、除去完了した群れの生息地域において、他の群が侵入しないよう、子
易地区での組織的な追い上げを実施した。

(2) 被害防除対策

ア 集落環境整備

サルを寄せ付けない環境を作るため、集落環境整備等を実施したほか、未収穫農作物
や廃棄作物等誘引物の適正な処理や餌付けの禁止について普及啓発を行った。

- ・ 秦野市・伊勢原市は、未収穫農作物や廃棄作物の処理に関して農家への啓発活動を継
続した。
- ・ 秦野市及び伊勢原市では、観光客が安易にサルに対しエサを与えないための啓発用看
板の設置や誘引物の除去に取り組んだ。

イ 農地への防護柵の設置

防護柵の設置と維持管理、農地への電気柵等の設置を促進したほか、一部の地域で
は、防護柵の設置状況等をGIS(地理情報システム)により地図化した。

- ・ 一部の市町村では、GISソフトを活用し防護柵の設置状況を地図化した。
- ・ 県が市町村より提供された防護柵の位置情報とサルの出没地点を基に、サルの行動域
の変化を地図化した結果、サルの出没地点の多くが電気柵から離れていたことが明らか
になった。

ウ 追い払い

住民、農業者、市町村、農業者団体、狩猟者団体等による追い払いを実施した。

また、記録された群れの位置情報をGISにより地図化し、サルの行動や被害状況を
把握したほか、一部の地域では、住民に対し、群れの位置情報をWEBサイトへの
掲載やEメール等で提供した。

- ・ 小田原市、秦野市、厚木市及び伊勢原市はWEBサイトやEメールにより群れや泊り場
等の位置情報を市民や農家に提供した。
- ・ 秦野市と伊勢原市では、両市にまたがり生息する日向群について、両市で連携して追
い払いを実施した。

エ 加害個体捕獲

群れの中の特定の個体が人身被害を発生又は発生させるおそれがある場合には、加
害個体として特定し、捕獲した。

また、群れから離れたハナレザル又はオスグループについては、農作物被害・生活
被害を繰り返し起こし、追い払いを実施しても被害が防止できない場合には捕獲した。

(3) 生息環境整備

人の集落環境とサルの生息環境の重複を解消し、棲み分けを図っていくため、水源かん養機能等の向上のための森林整備を通じ、山間部におけるサルの生息環境整備を進めた。

(4) モニタリング

県内の全ての群れについて、毎年度、生息状況、被害状況及び対策の実施状況を調査した。

- ・県が平成15年度以降毎年実施しているサルの行動圏モニタリングでは、生息状況の把握を目的とし、群れごとの電波発信機の装着や現地目視、目撃情報の聞き取りから群れ数、個体数、行動域等の調査を行っている（図 2-2）。群れごとに装着したGPS首輪（VHF一体型）から得られる位置情報の他、群れ内の性別、年齢構成を把握することで、きめ細かい管理に努めた。



図 2-2 電波発信機による位置情報の確認

2 取組の成果

(1) 適正な群れ管理を通じた地域個体群の管理について

モニタリング結果に基づき、追い上げ、個体数調整による群れの管理、被害防除対策及び生息環境整備を実施し、群れごとに計画的に個体数調整を行った結果、その多くにおいて分裂させることなく規模の縮小や除去をすることができ、一部の地域個体群において適正配置を進めることができた。

(2) 農作物被害の軽減について

市町村が被害防除対策について普及啓発を継続したほか、電気柵の設置等の被害防除対策の推進、群れの縮小や除去により、平成30年度以降、農業作物被害額と農作物被害面

積は共に減少してきている。（表 3-1）。

表 3-1 地域個体群別の農作物被害額及び被害面積の推移

地域個体群	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
西 湘	2,069 千円 0.6ha	2,660 千円 0.8ha	4,144 千円 1.1ha	937 千円 0.2ha	961 千円 0.2ha
丹 沢	1,747 千円 2.2ha	6,429 千円 1.8ha	4,121 千円 0.9ha	820 千円 0.2ha	429 千円 0.1ha
南秋川	2,624 千円 0.7ha	1,200 千円 0.4ha	403 千円 0.1ha	36 千円 0.0ha	172 千円 0.1ha
計	6,440 千円 3.5ha	10,289 千円 3ha	8,668 千円 2.1ha	1,793 千円 0.4ha	1,562 千円 0.4ha

※ ハナレザル、オスグループによる被害を含む。

※ 相模原市分は南秋川地域個体群による被害とした。

※ 四捨五入により地域個体群の合計と全体の合計が一致しない場合がある。

(3) 生活被害及び人身被害の根絶について

サルによる被害対策としては、生活被害（屋外の物品等の損傷・人家侵入・生活上の脅威等）や人身被害（威嚇、飛びかかりによるケガ等）がない状況を目指している。

西湘地域個体群では、加害群の除去を進めているものの、令和 3 年度は生活被害と人身被害が合計 386 件で依然として高い水準にあり、軽減できていない（表 3-2）。

丹沢地域個体群では、生活被害と人身被害が合計で最大 312 件（平成 27 年度）あったものが、その後減少し、令和 3 年度は合計 20 件と、依然として被害はあるものの、対策の継続によって大きく減少してきている。

南秋川地域個体群では、生活被害と人身被害が合計で最大 99 件（平成 28 年度）あったものが、その後減少し、令和 3 年度は合計 5 件と、依然として被害はあるものの、対策の継続によって大きく減少してきている。

表 3-2 地域個体群別の生活被害・人身被害件数の推移（件）

地域 個体群	区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (速報値)	R3 (速報値)
西湘	生活被害	444	428	420	372	412	173	236	248	317	379
	人身被害	2	9	10	14	5	6	14	13	13	7
	小計	446	437	430	386	417	179	250	261	330	386
丹沢	生活被害	196	142	235	310	230	134	80	55	79	19
	人身被害	6	5	0	2	1	4	12	1	0	1
	小計	202	147	235	312	231	138	92	56	79	20
南秋川	生活被害	35	69	65	41	99	56	34	57	8	5
	人身被害	1	1	0	0	0	0	0	3	0	0
	小計	36	70	65	41	99	56	34	60	8	5
合計	生活被害	675	639	720	723	741	363	350	360	393	403
	人身被害	9	15	10	16	6	10	26	17	14	8
	小計	684	654	730	739	747	373	376	377	407	411

※ ハナレザル、オスグループによる被害を含む。

※ 相模原市分は南秋川地域個体群による被害とした。

* 策定時に最新の情報へ差替

3 課題

(1) 目標達成に係る課題

ア 適正な群れ管理を通じた地域個体群の管理

県内の3つの地域個体群はそれぞれ個体群が存続しているものの、元々個体数が少ない西湘地域個体群は留意が必要である。

現在、環境省がサルの特定期計画ガイドラインの改定を進める過程で、学識者とともに、全国のサル地域個体群の連続性・孤立性等の解析・評価を検討中であり（本県へもヒアリングを実施）、県でもこうした検討状況について情報収集を継続していく必要がある。

イ 農作物被害の軽減、生活被害・人身被害の根絶

農作物被害は減少傾向であるものの、生活被害・人身被害が増加傾向にあるため、対策の継続が必要である。

群れを適正な規模まで落としても、追い上げの実施や市街地や住宅地での被害防除対策が困難な地域や、加害性の高い個体の存在により、住民の被害感が減少しない場合があるため、対策の検討が必要である。

(2) 管理事業の手法上の課題

ア 群れの管理

一部地域で方向を定めた追い上げを実施したが、取組は一定期間にとどまり、群れの行動域の変化も一時的なものにとどまった。

第4期計画において、県内の3つの地域個体群ごとに、大きく生活被害・人身被害を生じさせ、管理困難と判断された群れや個体の除去を進めた。第5期計画では、引き続き追い上げを実施すべき群れや、被害防除対策として山側への追い払いで十分な対策となってきた群れについて、必要に応じて対策の見直しを行う必要がある。

また、これまでの個体数調整等で実施してきた捕獲方法では、警戒心が高い個体が捕獲されず残存することもある。この場合、捕獲や調査にこれまで以上に高度な技術や労力・経費を要するため、対応の検討が必要である。

イ 被害防除対策

追い払いを各地域で行い、一定の効果は見られているが、より一層の追い払い効果を上げるために、群れの集落等への侵入ルートに遡った対策を他の被害防除対策と組み合わせ実施していく必要がある。

集落環境整備の取組は一部地域に留まっており、集落内に誘引要因（放棄果樹、耕作放棄地の藪等）が残る状況であるため、上述の追い払いとともに、集落環境整備の取組が必要である。

一部の地域では、人為的な餌付けによって人慣れが進み、加害性の高まりが懸念されるため、周知の強化を図る必要がある。

ウ 生息環境整備

県内の山地山麓の民有林等では、人工林の間伐等を進めることにより、手入れ不足の森林の整備が行われている。針葉樹と広葉樹が混生する混交林等に向けて、引き続き整備が必要である。

エ モニタリング（生息状況調査、被害状況調査）

被害状況の把握は、主に農業者や住民からの被害報告を基にした方法で行われてきたものの、被害報告が必ずしも行われてこなかったことから、農業者等が報告しやすい方法の検討等を行い、被害状況を十分に把握する必要がある。

県が実施する群れの行動圏モニタリングや、性別・年齢構成等に基づいては、各群れの生息状況や被害状況の情報の集約・整理を行うとともに、生息状況、被害状況、対策状況を総合的に捉えたモニタリングと分析を行う必要がある。

(3) 地域個体群別の課題

ア 西湘地域個体群

行動域に農耕地や市街地の割合が高いことから、生息数に比較して生活被害及び人身被害が大きなものとなっているため、個体数調整を継続する必要がある。

地域個体群の管理としては、環境省のガイドライン改定等による検討状況を踏まえ、県としての対応を検討していく必要がある。

なお、群れ数及び個体数は、平成 29 年度に 4 群 100 頭前後であったが、S 群及び H 群の除去及び個体数調整を進め、令和 3 年度末現在で 3 群 36 頭となっている。

イ 丹沢地域個体群

山麓の市街地や農耕地・集落を主な行動圏としていた 4 群の除去を進めたため、現存する群れの行動域は、主に山麓から山間地となっている。この群れの行動圏の解析結果では、基本的に針葉樹林・広葉樹林等の山林を主な行動圏としている農作物被害を生じさせにくいと判断される群れから、依然として農耕地・集落を主な行動圏としている群れまで、様々であることが分かっている。

引き続き、行動圏や群れの性別・年齢構成の調査を継続し、農作物被害や生活被害が生じにくいよう群れ管理を行っていく必要がある。

なお、群れ数及び個体数は、平成 29 年度に 14 群 500 頭前後であったが、丹沢東部の 4 群の除去及び個体数調整を進め、令和 3 年度末現在で 10 群 300 頭前後となっている。

ウ 南秋川地域個体群

神奈川県北部と東京都及び山梨県にまたがって各群れが生息しているため、県境を越えて各群れの行動圏を把握する必要がある。なお、隣接する東京都側に 100 頭規模の群れ（川井野群）が生息しており、県内の群れの除去等により、かえってこの東京都側の群れが侵入して来ることがないように調査を継続する必要がある。

引き続き、農作物被害や生活被害が発生しないよう群れ管理を行っていく必要がある。

なお、群れ数及び個体数は、平成 29 年度に 4 群 300 頭前後程度であったが、2 群の除去及び個体数調整を進め、令和 3 年度末現在で 2 群 100 頭前後となっている（川井野群除く）。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の目標

第4次計画までに実施してきた目標を引き継ぎ、次の3点を目標とする。

- 適正な群れ管理を通じた地域個体群の管理
- 農作物被害の軽減
- 生活被害・人身被害の根絶

2 管理の考え方

県では、鳥獣と人との棲み分けを図り、あつれきを解消していくという鳥獣被害対策の基本的な考え方に沿ってサルの管理に取り組んでおり、第4次神奈川県ニホンザル管理計画からは「各群れを適正な生息域及び適正な規模で管理することを通じて地域個体群を管理する」という考え方も取り入れながら、管理事業を実施してきた。

4次計画までの管理事業の結果、「農耕地等に依存する群れ」を、いかに「山林を中心に生息する群れ」にしていくか、また、「山林を中心に生息する群れ」をその状態で保ち続けるという視点で管理を行っていくことが重要であることが分かってきた（次ページコラム「サルの行動圏調査によって明らかになった群れごとの利用環境の違い」及び図3-1のとおり。）。

また、サルの個体数が半減している中で、群れや特定の個体が、人やわなに対する警戒心を一層増している状態にある他、加害群を除去したことによる近隣の群れの行動圏の変化や、新たな加害群・加害個体の発生も考えられる。

第5次計画の管理事業においては、このような事項についても配慮しつつ、各群れごとにモニタリングによって得られた生息状況や、地域での被害状況、群れ特性等に基づき、これまでの対策等の実施履歴について整理を行うとともに、被害防除対策、群れ管理、生息環境整備を効果的に組み合わせて行う取組を継続する。

なお、国では、学識経験者とともに、全国のサル地域個体群の連続性・孤立性等の解析・評価を検討中（令和3年度に本県についてもサル管理の実施状況のヒアリングを実施）であり、引き続き、こうした検討状況について情報収集していく。

(コラム) サルの行動圏調査によって明らかになった群れごとの利用環境の違い

県内では、主に農耕地・市街地に依存するサルの群れによる市街地や農耕地・集落での農作物被害や生活被害が生じており、管理事業として、こうした群れの除去や個体数調整を進めてきた。

モニタリングで得たデータをもとに県内のサルの群れの行動圏を分析した結果、県内のサルの群れは農耕地・市街地に依存する群れだけでなく、広葉樹や針葉樹の山林を中心に生息する群れがあることが明らかになった。

具体的には、令和3年度に実施したサルの行動圏モニタリングにおいて、GPS首輪(VHF一体型)や目視により取得した位置情報を、環境省の2万5000分の1のGIS植生図と重ね合わせ、分析した結果、下図のとおり、左(ダムサイト分裂群)のように農耕地・市街地の利用割合が合計で30.2%となる「農耕地等に依存する群れ」がある一方で、右(川第B群)のように、広葉樹林と針葉樹林の利用割合が88.4%を占める「山林を中心に生息する群れ」があることが分かった。

これらのことから、「農耕地等に依存する群れ」を、いかに「山林を中心に生息する群れ」にしていくか、また、「山林を中心に生息する群れ」をその状態で保ち続けるという視点で管理を行っていく重要性がわかる

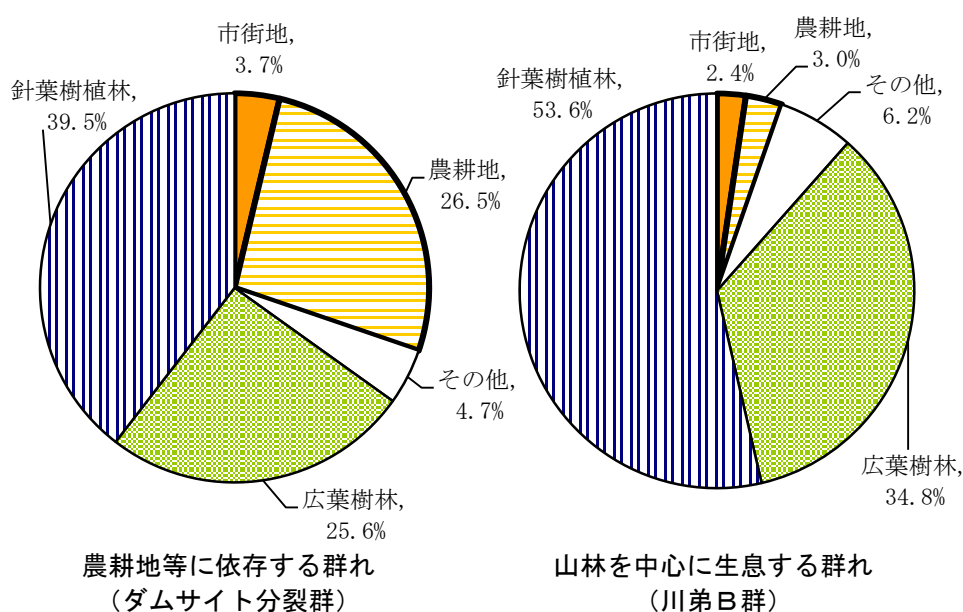
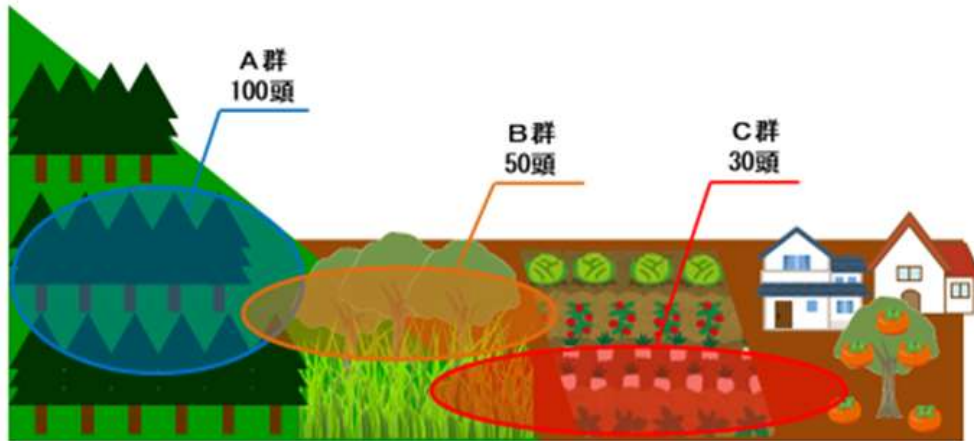


図 群れごとの行動圏 (利用環境) の違い

第4次計画期間以前
(群れ管理等実施前)

- A群: 適正規模を超えており、分裂の可能性がある。
⇒30~60頭に減らし、山中の群れとする
- B群: 農地に至る放棄地・ヤブを利用し侵入する。
⇒捕獲、追い払いや農地周辺の環境整備(防護柵)
- C群: 農地や市街地に依存し、加害群となっている。
⇒管理困難な群れとして除去



群れ管理の目標

- 群れ管理を実施し、適正な群れサイズ、適正な場所で、群れをコントロールする。
- A群: 群れを縮小し、主に山中で生息する群れ
- B群: 群れを縮小し、追い払い
- ◎集落環境整備の上、進入を防止し、新たな加害群や加害個体を生じさせない状態に落ち着ける



図3-1 群れ管理のイメージ

3 管理計画の進め方

(1) 神奈川県ニホンザル事業実施計画の策定

県は、毎年度「神奈川県ニホンザル事業実施計画」（以下「事業実施計画」という。）を策定し、地域の関係者、市町村、県等が連携・協力し、地形や農作物、実施体制等の市町村の状況に応じて管理事業を推進する。

事業実施計画の作成に当たっては、まず、市町村が各地域県政総合センターと協力し、群れ管理を含めた市町村における事業実施計画原案及び事業実施計画図案を作成する。

次に、各市町村の事業実施計画原案等に基づいて、各地域鳥獣対策協議会が、市町村や農業者団体を通じて住民の意見も取り入れながら、地域の事業実施計画案を作成する。

地域の事業実施計画を基に、県は、神奈川県鳥獣総合対策協議会での検討と協議を経て、県全体の事業実施計画を策定する。

県は、市町村と連携して生息状況、被害状況及び対策状況のモニタリングを行い、その結果を市町村等の関係機関と共有するとともに、モニタリング結果等に基づいて管理事業の効果を評価し、次年度の事業実施計画に反映する。

(2) 実施体制

ア 県の取組

県は、管理事業を効果的に進めるため、各地域県政総合センターに設置した各地域鳥獣対策協議会を通じて広域的な連携・調整を図る。各地域鳥獣対策協議会を通じて地域の事業実施計画案の作成を調整するとともに、市町村と連携して事業実施計画の進行管理及び生息状況、被害状況、対策状況のモニタリング等を行い、それに基づき管理事業の効果検証等を行う。

また、地域ぐるみの対策を継続的・計画的に推進できるよう、専門職員を鳥獣被害対策支援センターに配置し、広域的・専門的な観点から、市町村や農業者団体、農業者等に対して、被害防除対策に関する最新の知見や対策手法に関する情報提供、地域の実情に応じた対策の提案、技術的支援等を行うとともに、環境部門と農政部門が連携して地域ぐるみの取組を支援する（図 3-1）。

地域による対策が非常に困難な場合や、対策の実施主体である市町村の実施体制（人員、予算）が十分でない場合、県は、計画の目標の達成状況等の実態に応じ、市町村と連携した対策の強化や支援等を検討する。



図 3-1 県鳥獣対策支援センターによるドローンを活用した集落環境調査

イ 市町村の取組

市町村は、被害防除対策、群れの管理や生息環境整備等を組み合わせて、事業実施計画に基づいて管理事業を推進する。

また、県と連携してサルの出没や地域の被害状況、対策状況を把握し、県に報告するとともに、把握した情報を地域における追い払い・個体数調整、被害防除対策等に活用する。

さらに、地域全体の被害を軽減するため、必要に応じて県と協力しながら、住民や農業者に対して効果的な対策に関する情報提供や技術指導を行い、地域ぐるみの対策を支援する。

ウ 地域ぐるみの取組

追い上げや被害防除対策の実施に当たっては、地域の関係者が地域のサルに関する問題や目標を共有し、その地域の被害実態やサルの群れの特性に合った対策を地域が主体となって実施することが効果的である。そのため、地域の住民や農業者、市町村、農業者団体、狩猟者団体等が連携・協力し、地域ぐるみで継続的に対策に取り組む。

市町村等は、地域ぐるみの取組を実施するに当たって、地域に対策技術や知識が蓄積し、取組が自立的に行われるよう、住民等を中心に群れ管理のための追い払いや集落環境整備等の被害防除対策を実施する体制作りを支援する。

エ 関係都県との連携

一部の地域個体群及び地域個体群を構成する群れは、行動域が隣接県にまたがることから、県及び市町村は、関係都県及び隣接する市町村と、生息状況、被害状況、捕獲状況及び被害防除対策の実施状況等について情報交換を行うとともに、管理事業の効果的な実施に向けて連携を図る。

オ 神奈川県鳥獣総合対策協議会

学識経験者や関係団体等で構成する神奈川県鳥獣総合対策協議会において、事業実

施計画の内容について合意形成を図るとともに、必要な検討、助言及び評価を行う。

事業実施計画の検討、評価等に当たって、神奈川県鳥獣総合対策協議会サル対策専門部会は、モニタリング等の結果をもとに生息状況や管理事業の検討、評価等を行う。

また、ニホンザル管理検討委員会は、事業実施状況及びモニタリングのデータをもとに科学的な検討を行う。

4 地域個体群別の管理方針

サルは、地域個体群とそれを構成する群れごとに生息や被害の状況が異なるため、地域個体群別の管理方針として実施する取組を定める。

(1) 西湘地域個体群

行動域が農耕地や市街地の割合が高いため個体数に比して被害は大きく、特に生活被害及び人身被害は大きなものとなっており個体数調整は継続する必要がある。「生活被害・人身被害の根絶」を前提として、次の事項に取り組む。

- ・H群について、管理困難な群れとして除去を進める。群れの除去のため、人への警戒心が高い個体が多いため、箱わな・囲いわな等により、エサ環境が厳しくなる冬季に向けて、捕獲場所の検討・準備を進めた上で捕獲を実施する。
- ・住民、市町、県等の連携体制を整備し、住宅地や農地等サルとの棲み分けを図る場所での追い払いを徹底するとともに、特に、市街地及びその周辺での泊り場つぶし（継続的に居させなくする対策）を検討する。
- ・静岡県側の県・市町村等との情報交換等を継続する。

(2) 丹沢地域個体群

山麓の市街地や農耕地・集落を主な行動圏としていた4群れの除去を進め、現存する群れの行動圏は、依然として農耕地・集落も含めた山麓から山間地となっている。「被害の軽減、根絶」を前提として、群れごとに異なる行動圏や農耕地・集落の利用状況に応じて、次の事項に取り組む。

- ・群れの行動域の重なり度合い、追い上げの難しさ、住宅地や農地への依存状況等を踏まえ、適正な群れの配置、群れ数及び各群れの規模を検討し、追い上げや追い払い方法を、各群れに応じて事業実施計画で、整理・検討する。
- ・行動域が市町村界をまたがる群れについて、群れの管理方法の調整を図るとともに、隣接市町村の連携による追い上げに取り組む。
- ・農地における電気柵の設置や放棄果樹の伐採等誘引要因の除去等によって、出没地点の減少及び被害の軽減を図る。また、市街地や農耕地・集落及びその周辺に、恒常的な群れの侵入ルートが確認できた場合は、泊り場つぶし（継続的に居させなくする対策）を検討する。

(3) 南秋川地域個体群

行動域が、山間部から農耕地等に移動する傾向があれば、農作物被害や生活被害が発

生しないよう群れ管理を行うため、次の事項に取り組む。

- ・各群れは、県北部と東京都及び山梨県にまたがって生息しており、特に留意が必要な群れとして、隣接する東京都側には、100 頭規模の川井野群が生息しており、県内の群れの除去等により、かえってこの東京都側の群れが侵入して来ることがないように十分な注意が必要であり、調査を継続する。
- ・山梨県側に主な行動圏があるK1 群や、東京都の川井野群に隣接関係にある県内のK4 群がおり、行動圏調査等により群れの状況を踏まえながら、適正な群れの配置、群れ数及び各群れの規模を整理・検討し、群れごとに群れ管理を進める。
- ・農地における電気柵の設置や放棄果樹の伐採等誘引要因の除去等によって、出没地点の減少及び被害の軽減を図る。市街地や農耕地・集落及びその周辺に、恒常的な群れの侵入ルートが確認できた場合は、泊り場つぶし（継続的に居させなくする対策）を検討する。

第4章 管理事業

1 被害防除対策

被害防除対策は、群れの管理や生息環境整備、さらにはサル以外の鳥獣による被害への対策も合わせ、地域の実情に応じて総合的に推進することにより、効果を発揮する。

第4期計画までの取り組みにより、サルの生息数及び群れ数が減少しつつあり、群れの管理と被害防除対策を、集落環境からの追い出しから、進入ルートへの遮断、さらに山側への追い払いを、以下の観点で連携して進めることが必要である。

- 市街地・農地から追い出すこと
- 市街地・農地に隣接した泊り場（滞留する場所）の利用頻度を落とす対策
- 出没頻度の高い農地周辺の環境整備や防護柵の設置
- 定期的な追い払い

被害防除対策は、農作物被害を防ぐことに加え、栄養価の高い農作物等を与えないことにより、自然状態以上の個体数増加を防ぐことにもつながる。

なお、被害防除対策には、地域ぐるみの対策が必要不可欠であるため、県及び市町村は、住民等を中心とした体制作りを支援し、地域の主体的な取組を促進する。

(1) 被害防除対策の方法

ア 集落環境整備

サルが利用できる餌や隠れ場所等を特定し、除去することで、サルにとっての集落の利用価値を下げる集落環境整備を実施する。集落環境整備に当たっては、集落の状態を地図化し、地域で共有する集落環境調査を行うことが効果的である。

農地周辺では、山林と農地間の雑木、藪、雑草等は、サルの隠れ場所となり農地への出没を容易にしまうため、刈り払いを行い、サルが近づきにくい環境をつくる。

また、農地の野菜や果実の取り残し、放棄果樹、廃棄果実の放置は実質的に餌やりと同じ効果をもたらす、サルを誘引、定着させる要因となるため、全て収穫するか廃果を埋める等適正な処分を行う。

人家周辺では、サルが好む生ごみや果実等は、サルを誘引、定着させる要因となるため、屋外に生ごみを放置しないことや、庭先の果実の収穫、商店の食料品管理等を徹底する。

加えて、サルに餌をやること（餌付け）は、人馴れや人への警戒感の低下を招くことにより、被害の拡大や地域への定着の大きな要因になるため、餌付け防止を徹底する。

これらの集落環境整備は、住民等地域が主体となって取り組むことが効果的であるため、県及び市町村は、こうした地域主体の取組を支援する。

イ 農地への防護柵の設置

農作物はサル等の野生動物にとっては、非常に栄養価が高く、集落へ誘引する要因

となるため、防護柵の設置により、サルの農地への侵入を防ぐ。防護柵を設置することが被害面積の減少につながるほか、集落の大部分の農地に設置することにより、サルの移動経路の遮断や農地への定着を抑制する効果が期待される。

県及び市町村は、農業者団体と連携し、農業者等がサル対策として効果がある電気を使用した防護柵（電気柵）やネット等で上面も覆った防護柵を設置することを、その効果や成功事例の普及等を通じて促進するとともに、設置された防護柵の管理の徹底を農業者等に働きかける。

ウ 広域防護柵の設置

人の生活圏と森林の境界部へ広域防護柵として電気柵を設置し、被害軽減と棲み分けを図る。

市町村は、農業者団体と連携し、広域防護柵を地形、農地の状況等地域の実情に合わせ必要に応じて設置し、県は設置に際して技術的、財政的な支援を行う。

また、広域防護柵の効果を持続させるため、定期的に下草の除去を行う等、適切な維持管理が必要であり、市町村は、住民、農業者等による維持管理を促進する。

エ 追い払い

追い払いを行う際は、事前に農地、人家の無い場所を調査し、農地や住宅地等のサルの侵入を防止する地域から、追い払う方向（山側等）を定めて実施する。

追い払いは、住民を中心に地域が主体となって実施し、県及び市町村は、地域の取組を支援する。

オ 加害個体捕獲

群れの中の特定の個体が、人家侵入や人への威嚇行動をとる等人身被害を発生又は発生させるおそれがある場合には、加害個体として特定、捕獲し、原則として殺処分とする。ただし、群れ管理に影響が生じる可能性がある場合は、学習放獣等の対応も可能とする。

また、群れから離れたハナレザル又はオスグループについては、農作物被害・生活被害を繰り返し起こし、追い払いを実施しても被害が防止できない場合には捕獲する。

加害個体及びハナレザル等の捕獲は、箱わな又は銃器、麻醉銃を用いて行い、捕獲個体の取扱いについては、「2(3)イ捕獲個体の取扱い」を準用するものとする。

加害個体等の捕獲は、市町村が県の許可を受けて実施するが、県は、被害防止のため、加害個体の迅速な選定や捕獲ができるように市町村と連携した取組を行う。

(2) 被害防除対策の進め方

ア 被害防除を行う組織の設置

地域ぐるみの取組を継続的に実施するため、地域の集落環境整備や追い払い等の被害防除対策を実施する組織を設置することが効果的である。

市町村は、県と協力して研修会等を行うことで、組織の設置や取組を支援する。

イ 位置情報の提供

追い払い等の被害防除対策は、サルの群れの移動に合わせて行うことが効果的であ

る。

県や市町村は、農業者団体等と連携してサルの群れの位置を電波発信器等により把握し、群れの位置、移動方向等を住民や農業者等に情報提供することによって、住民や農業者等が農地や住宅地へのサルの接近を予測し、追い払いや農作物の収穫日の変更等により、被害の未然防止を図ることができるよう支援する。

位置情報の提供に当たっては、インターネット、電子メール、防災無線等を活用し、市町村、住民、農業者等の連絡体制を整備する。

ウ 被害防除対策に関する知識・技術の普及

地域に被害防除対策等に関する知識と技術を定着させ、地域ぐるみの取組を効果的、継続的に実施するため、市町村や農業者団体は、県と協力して、研修会等を開催し、サルの生態、対策等に関する知識や被害防除技術の普及を図る。

また、県は市町村と協力してGIS等を活用し、対策の実施状況を把握して、効果的な対策の実施を図る。

エ 地域活動との連携

集落環境整備等の被害防除対策について、対策が地域全体の問題として取り組まれるよう、土地所有者や住民が主体となった里山づくりや地域おこし等の多様な地域活動との連携を促進していく。

また、サル以外のシカやイノシシ等の鳥獣についての対策と連携し、地域ぐるみで対策を行うことを促進する。

2 群れの管理

(1) 群れ管理の計画

第4次計画までの実施状況を踏まえ、「各群れを適正な生息域及び適正な規模で管理することを通じて地域個体群を管理する」という考え方を基本に、生息状況、被害状況、地域特性等に応じて、被害防除対策、生息環境整備等と効果的に組み合わせて、群れ管理を継続する。

ア 群れごとの被害情報や対策実施状況、行動圏の継続的把握

第4次計画期間に加害群の除去を進めたが、隣接する群れが除去された群れでは行動圏等の変化が生じやすいため、群れ管理の基本に立ちかえって、被害情報や、対策実施状況、県が実施している行動圏の調査等に基づいて、群れごとに情報を整理・評価する。

また、サルは県境を跨ぎ、山麓にかけて連続して生息する習性があり、県内で加害群を除去しても、県境を越えて別の群れが再び入ってくる可能性があるため、特に留意が必要である。

イ 適正規模とするための各群れの目標頭数の設定

地域個体群の維持を基本とし、群れの分裂及び分派を回避するため、これまでの県内における群れの分裂等の状況を踏まえた群れの適正規模として30頭から60頭を目安とし、各群れの生息状況や被害状況を考慮して設定する。

ウ 群れ管理のための個体数調整

(7) 適正規模とするための群れの縮小・維持

現状の群れの個体数が、適正な個体数の目安を超えている群れについては、群れの規模が大きくなって生じる群れの分裂を防ぐため、設定した目標頭数まで群れの個体数を縮小するための個体数調整を計画する。

また、群れの個体数が、設定した目標頭数に達している群れについては、必要に応じて群れの規模を維持するための個体数調整を計画する。

(4) 適正配置とするための群れの縮小・除去

群れが密集し、群れの行動域が重複又は隣接している場合、各群れの行動域の重なり度合い、追いつきの難しさ、住宅地や農地への依存状況等から、群れの縮小や除去等の優先順位を検討した上で、各群れの目標頭数を設定し、追いつき計画と合わせて個体数調整の計画を立てる。

適正な配置とするための群れの縮小については、追いつきや被害防除対策の効果を向上させるために必要な規模の個体数調整を計画する。

また、適正な配置とするための群れの除去については、群れの適正配置の観点からその群れを除去することがやむを得ないと判断され、かつ、当該の群れを除去しても地域個体群の安定的な維持を図ることができる場合に計画する。

エ 管理困難な群れの除去

追いつきや被害防除対策を徹底しても、行動域が住宅地に及び、生活被害が多発し、人身被害が発生している又は発生するおそれが高い群れを、管理困難な群れとして判断する。

管理困難な群れについては、群れを除去した後に地域個体群の安定的な維持を図ることができる場合は、管理困難な群れでなくなるまで、又は生息確認ができなくなるまでの個体数調整を計画する。

群れを除去した後に地域個体群の安定的な維持を図ることができないおそれがある場合については、市町村と県が協力し、一層の対策を行っても効果が見られない場合に限り、例外的に管理困難な群れとして個体数調整を実施する。

オ 群れ管理の計画の見直し等

群れごとの行動域、個体数、被害状況等の変化をモニタリングして効果検証を行い、その結果に応じて群れごとの目標頭数や個体数調整の方法等を見直すとともに、これらのもととなる個体数の将来予測についても必要に応じて見直しを行う。

群れの分裂、県外からの新たな群れの侵入、未確認群の発見等があった場合は、地域個体群の状況を踏まえ被害を及ぼす群れが増加しないよう、必要に応じて群れごとの目標頭数、個体数調整の方法及び捕獲計画数を見直す。

また、環境省で進められている全国のサル地域個体群の連続性・孤立性等の解析・評価について、動向・成果を踏まえ、神奈川県での地域個体群の位置づけを継続検討していく。併せて、専門家からの意見聴取や関連する情報収集のためのモニタリングの実施も検討する。

(2) 群れ管理の実施

ア 追い上げ

第4次計画では、目標エリアへの追い上げ実施を試みているが、群れの除去及び全体生息数の減少が進んだことにより、実際に山の上部へと追い上げるというより、山側へ追い払っておくという対策で、地域によっては効果が得られつつある。

各群れごとの状況に応じて、加害群の除去等が進んだこと等により、群れにより追い払い（農耕地内＋山側）を中心とした取り組みを実施することも考えられる。

実施に際しては、事業実施計画で定めた範囲で、追い上げの目標エリアや方向に向けて、群れが移動するまで実施する。

追い上げや追い払いは、地域が一体となって組織的に取り組むことが必要であるため、県と市町村は、地域が一体となって取り組むよう働きかけ、支援を行う。

追い上げや追い払いの実施に当たっては、電波発信器等をサルに装着し、群れの位置を把握することにより、効果的な実施に努め、煙火、爆竹、銃器（ゴム弾・花火弾・空砲）、エアガン、スリングショット（パチンコ）、イヌ等を使用して人に対する恐怖心をサルに植えつけながら、計画的かつ継続的に実施する。

イ 群れ管理のための個体数調整

個体数調整の方法、年度ごとの捕獲計画数等事業実施計画に基づいて、「適正規模とするための群れの縮小・維持」及び「適正配置とするための群れの縮小・除去」を図るための個体数調整を、市町村が県の許可を受けて実施する。

個体数調整は、総合的なサル対策の一つであることを念頭に置き、追い上げ、被害防除対策、及び生息環境整備の効果を相乗的に向上させることを目指して、これらの対策と合わせて実施する。

なお、個体数調整によって特定の群れを除去しようとする場合は、隣接して生息する他の群れがその行動域を拡大しないよう、隣接する市町村と十分調整した上で、追い上げや防護柵の設置等の被害防除対策を一体的に実施する。

ウ 管理困難な群れの除去

事業実施計画に基づき、管理困難な群れでなくなるまで、又は生息確認ができなくなるまで、市町村が県の許可を受けて実施する。

県は、管理困難な群れや、特定の加害個体で捕獲が難しい場合、試行的な捕獲等の技術的な検討や継続的な捕獲を、市町村とともに検討する。

管理困難な群れを除去しようとする場合、隣接して生息する他の群れがその行動域を拡大しないよう、追い上げや防護柵の設置等の被害防除対策を一体的に実施する。

(3) 個体数調整の方法

ア 捕獲方法

サルの群れはオトナメスを中心とした母系の集まりであるため、オトナメスを除去すると群れが分裂し、被害が拡大するおそれがあることから、性年齢を識別して捕獲

する等、群れの分裂防止に配慮した捕獲方法を検討し、実施する。

このため、個体数調整は、原則として箱わな又は囲いわなを用いて実施し、箱わな又は囲いわなでの捕獲が困難な場合は、他の捕獲方法により実施する。

特に銃器を用いた捕獲は、性年齢識別等の専門の知識や技術を持つものが実施することとし、行動域の変化による被害地域の拡大や、オトナメスの錯誤捕獲による群れの分裂を引き起こすことのないように十分留意して実施する。銃器を用いた捕獲において、空気銃を使用する場合は、プリチャージ式空気銃を使用する。

また、個体数調整の継続により群れの性比に偏りが生じてしまった場合等、群れ管理の上でオトナメスの捕獲が必要な場合は、群れの中心でないオトナメスの捕獲を行う。

全頭捕獲の最終局面等の捕獲が困難な場合にあつては、実施する捕獲方法について必要により学識者に意見を聴取することも含め、有効な捕獲手法を検討する。新たな捕獲方法を許可する場合には、県と市町村の許可手続きの流れを明確化し共有することで、時期を逃さず対応が速やかに行えるよう事前に整理を行う。

イ 捕獲個体の取扱い

捕獲個体の取扱いについては、次の事項に留意する。

- (ア) 捕獲許可を受けていない個体が捕獲された場合は、元の生息地に放獣する。放獣の際には、必要に応じて人の声や煙火等で刺激や痛みを感じさせる条件付けによって人への警戒心を持つことを学習させた上で放獣を行う（学習放獣）。
- (イ) 箱わな又は囲いわなにより捕獲した個体は、麻酔薬の投与や銃器による止めさし等できる限り苦痛を与えない方法により殺処分し、実験動物としての利用はしない。
- (ウ) 銃器により捕獲した個体は、山野に放置することなく適正に処理する。”

3 生息環境整備

人の生活圏とサルの行動域の重複を解消し、棲み分けを図っていくために、群れ管理及び被害防除対策と合わせて、森林整備を通して、山間部におけるサルの生息環境整備を進める。これらの森林整備は、直接的にサルの生息環境整備を目的とするものではないが、人工林の間伐や混交林化を進めることによって、林床植生の回復や広葉樹の生育が図られ、サルを始めとする野生動物の生息環境の改善にも資することが期待される（図 4-1）。

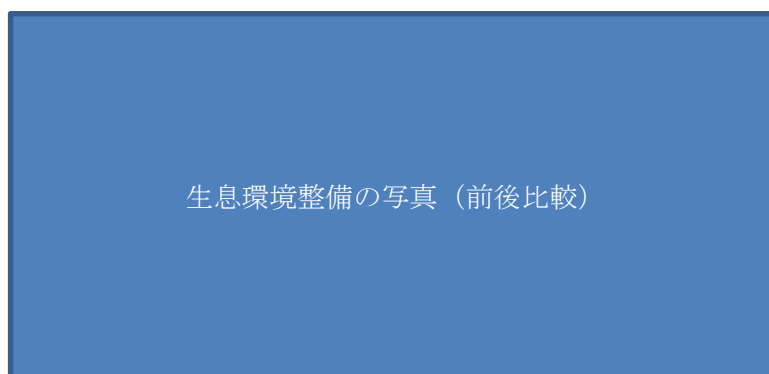


図 4-1 生息環境整備を実施した箇所（左：実施前（○年）、右：実施後（○年））

4 モニタリング

県は、市町村等の協力を得ながら、管理に必要な事項について毎年度、モニタリングを実施する。モニタリングについては、サルの生息状況、被害状況、対策状況等を総合的に把握し、GISによる地図化等を行い、神奈川県鳥獣総合対策協議会における検討等を通して、管理事業の効果検証、計画や事業の見直しの検討に活用するとともに、関係者との情報共有を行う。モニタリング結果は、地域鳥獣対策協議会に提供し、地域の対策等の検討に役立てる。

(1) 生息状況調査

県は、地域個体群の群れ数、個体数、行動域、食性、分派の有無等の調査を毎年度実施し、生息状況を把握、評価するとともに、出没地点や頻度、被害状況等から群れの特性を把握し、対策の効果の評価や対策の優先順位の検討に活用する。また、確認されている群れ以外の未確認の群れについても、把握に努める。

県は毎年度、市町村等の協力を得ながら、個体数調整により捕獲された個体及びその他の要因による死亡個体の情報把握と計測・記録等を行い、個体数調整等の的確な実施と検証に活用する。

(2) 被害状況調査

市町村は、農業者、農業者団体等の協力を得て農作物等の被害額、被害面積等の情報を収集して県に報告し、県は、報告された被害状況を取りまとめ、市町村等への情報提供やホームページでの公表を行う。加えて、報告内容を分析し、地域の取組に活用できるようフィードバックを行う。なお、報告の方法については、農業者等が報告しやすくなるよう市町村や農業者団体等と協力して検討する。

また、市町村は、県と連携して住宅地や農地等の被害が発生する地域でのサルの出没地点や被害の取りまとめ等を行うことで、被害状況を集落単位で把握し、収集した情報をもとに地域の実情に即した被害防除対策を実施する。

(3) 対策状況調査

市町村は毎年度、関係機関の協力を得ながら、群れ管理、被害防除対策、生息環境整備等の対策の状況を把握し、県は対策状況を取りまとめ、集落単位で被害状況と対策状況を合わせて地図化する。

(4) 調査結果の分析

県は、(1)～(3)による調査結果に加えて、市町村、農林業団体、狩猟者団体等のほか、県試験研究機関、大学等の研究機関等の協力を得て、生息や被害の状況等に関する情報を集約・分析する。

分析結果をもとに、出没の増減や被害の状況等に基づき、神奈川県鳥獣総合対策協議会における専門的見地からの検討等を通して、対策効果の検証・評価を行い、計画及び

事業の見直しや地域の関係者等へ向けた情報提供・普及啓発等に活用する。

5 技術の開発・検討

県は、市町村や研究機関、大学等と連携し、効果的な追い上げ・追い払い、捕獲等の対策手法や、生息状況等のモニタリング、被害実態の把握、対策効果の評価・検証等に関する技術の開発や検討を行う。

6 広報・普及啓発

県及び市町村は、県民や観光客等に向けて、サルとの接し方等基本的な知識、サルの被害や対策の必要性、餌付けの防止等について、できるだけ分かりやすい情報発信に努め、取組に対する理解と協力の促進を図る。特に餌付けは人馴れや人への警戒感の低下を招くことにより、被害の拡大や地域への定着の大きな要因になるので、餌付け防止を徹底するための普及啓発を強化する。

また、県及び市町村は、住民や農業者をはじめ、農業者団体等対策に取り組む者に向けて、講習会の開催やホームページの活用等を通じて、サルの生態、効果的な対策方法、被害状況、対策の実施状況、地域個体群の現状等について、情報提供を行う。

7 その他管理のために必要な事項

(1) 計画対象区域外の群れ

現在サルの生息が確認されている13市町村の外で確認された群れについては、管理事業による棲み分けが困難であり、人身被害や生活被害の発生するおそれが非常に高いことから、積極的な捕獲に努める。

(2) 外来種の捕獲

タイワンザル等の外来種のサルが野外で発見された場合には、ニホンザルとの交雑を避けるため、県は、関係者と協力して当該個体を捕獲する。

参考資料

*参考資料は時点更新作業中

- 1 ニホンザルの生態.....
- 2 神奈川県の本ニホンザル.....
- 3 生息数.....
- 4 行動域（2015（平成 27）年度）.....
- 5 管理計画の実施状況.....
- 6 サル行動域と植生図.....
- 7 管理計画の実施体制.....
- 8 用語集.....

1 ニホンザルの生態

【種名】ニホンザル *Macaca fuscata*

(脊椎動物門哺乳類綱霊長目 オナガザル科マカク属)

マカク属は世界に19種以上おり、北アフリカに生息する1種を除いてほとんどが中国大陸からインド・東南アジアに棲み、ニホンザルは日本の固有種である。

【分布】

北は青森県下北半島から南は鹿児島県屋久島まで生息しており、屋久島のものは、別亜種のヤクシマザル (*M. f. yakui*) とされている。

【形態】

体毛は普通茶褐色又は灰褐色で、顔と尻は裸出しており発情すると赤くなる。成獣はオスで頭胴長 53~60 cm、尾長 8~12 cm、体重 10~18 kg、メスで頭胴長 47~55 cm、尾長 7~10 cm、体重 8~16 kg である。

【繁殖】

繁殖能力をもつ性成熟年齢は、オスで5~6才、メスで6才以上である。交尾期は10月から1月頃までで、妊娠期間は175日前後、連年出産は少ないが栄養条件がよければまれではない。メスは8才までに最初の子どもを産む。生後1年以上の個体死亡率は低いが、個体数の変動は緩やかであるため、何らかの要因で急激に減少した場合、個体数の回復は遅いといわれている。外来種のアカゲザルやタイワンザル等マカク属の異なる近縁種との間で交雑が可能で、生まれた雑種個体も繁殖能力がある。

【群れ】

群れと呼ばれる数十頭から100頭を超える個体の集まりで生活する。群れは、複数のオトナオスと通常、その数倍のオトナメスとそのコドモが基本となって構成されている。群れはひとまとまりになっていたり、複数のグループに分かれて採食・移動したりする。メスは基本的に生まれた群れで一生を過ごす。オスは3~5才で生まれた群れを離脱し、ハナレザルとなり他の群れに移っていく。ハナレザルのオス同士が集まりグループを形成することもある。

【行動域】

群れはひとまとまりで行動したり、離合集散したりすることが特徴であり、行動域という決まった範囲(数 $k\text{ m}^2$ ~数十 $k\text{ m}^2$)の中で生活する。各季節の食物供給に応じて、群れ分裂や行動域内の大きな変化等がない限り、毎年ほぼ同じ地域を利用する。土地や食物に対する執着性が高く、行動域に農地がある群れでは、個体数を減らしても農地への侵入が直ちに減少することは少なく、被害の軽減にはつながりにくい。なお、ハナレザルやオスグループは、決まった行動域を持たないことが多い。

【食性】

基本的に天然広葉樹林に適応した生活形態を持ち、雑食性で主な食物は季節により変わるが、春から夏は若葉、秋はドングリ等の実、冬は樹皮や冬芽であり、副食として草の根や越冬昆虫、土も食べる。果実、葉、花等の採食植物の種類は多く、地下茎から枝先まで幅広く利用し、しかも森林を3次元的に利用し、さらに果実の種子を散布するため、我が国の森林生態系に欠かせない存在となっている。

【生活】

昼行性で、日中に採食・休息を繰り返しながら主に地上を移動して生活する。決まったねぐら（泊まり場）は持たないが、大きな林を泊まり場とすることが多く、イヌ等の外敵が近づかない大きな樹木や岩の上で寝る。

2 神奈川県の子ホンザル

神奈川県内の野生子ホンザルの生息は1923（大正12）年に、丹沢山地と箱根山地で確認されている。1992（平成4）年には、東京都と山梨県との境の県北部に分布が確認されている。

昭和30年代から箱根山地においては、湯河原町の天照山と大観山及び周辺の観光道路を中心に野猿公園が開園されるなどして子ホンザルの餌付けが行われ、また、大学や研究者による生態調査が実施されていた。当初餌付けがされたのは、1群約35頭であるが、昭和40年代には、餌付け対象は4群となり、昭和50年代には、周辺地域の被害の増加や野猿公園の観光客の減少に伴い餌付けが中止された。餌付けの中止に伴い、群れは分裂し5群となり、個体数は約200頭と餌付け当初に比べて群れ数及び個体数は増加した。

この間丹沢山地では、詳細な生息調査はほとんど実施されていなかったが、1993（平成5）年には、神奈川県が生息調査を実施し、5群約300頭を確認した。また、1997（平成9）年の丹沢大山自然環境総合調査報告書では、東丹沢に少なくとも7群が生息し、西丹沢にも群れが生息している可能性が報告されるとともに、県内には4つの遺伝子タイプがあることが明らかになり、地域個体群間の遺伝的交流の重要性が確認されている。

一方で、サルは戦前の乱獲を受けて1947（昭和22）年に非狩猟鳥獣となり、個体数は徐々に回復したが、餌付けの中止や森林開発による生息環境の悪化等により、農作物への依存度を高め、昭和50年代以降になると全国的にサルによる被害が拡大した。県内では昭和40年代から箱根山麓の西湘地域のミカンを中心に被害が発生し始め、昭和50年代には市街地に出没し、人身被害を発生させるようになった。このため、西湘地域の市町に野猿対策協議会が設置され、有害駆除、餌付け禁止の看板や県の補助による電気柵の設置等が行われた。

1985（昭和60）年には、西湘地域の各自治体の野猿対策協議会及び学識経験者、農業協働組合、市町、県による神奈川県野猿対策協議会を設置し、「西湘地域における野猿対策について」の提言がなされ、この提言を受けて、1985～1987（昭和60～62）年度に「野猿生息環境整備調査」等を実施した。1987（昭和62）年度には、「西湘地域野猿保護管理計画」が策定され、計画では、①野猿の保護と管理、②野猿による被害防除、③野生動物愛護思想の啓蒙が基本の方針とされた。

これを受けて1988（昭和63）年度には、「野生動物のふるさと整備推進計画調査」を環境省、2010、特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン、45-51. 等

実施し、計画中の「野猿の保護と管理」を進めるための生息環境整備を事業化し、「県西地域野猿の郷整備事業」とし、1989（平成元）年度から事業が開始された。この事業では、実行委員会を設立し、県及び市町が事業費を負担して、生息環境を回復するため食餌木の植栽、生息状況の把握、森林内の野猿保護管理地区への誘導、行動域遮断のための電気柵の設置等を行うこととした。

一方、丹沢山地及び県北部に対しては、1994（平成6）年度から農業協働組合、厚木市を中心に、県央地区野猿対策連絡会を結成する等、広域的な情報交換を行う場が設けられたが、その他の旧相模湖町、旧藤野町、伊勢原市等では、野猿対策協議会や地域連絡会等を設置して個別に対策が行われていた。

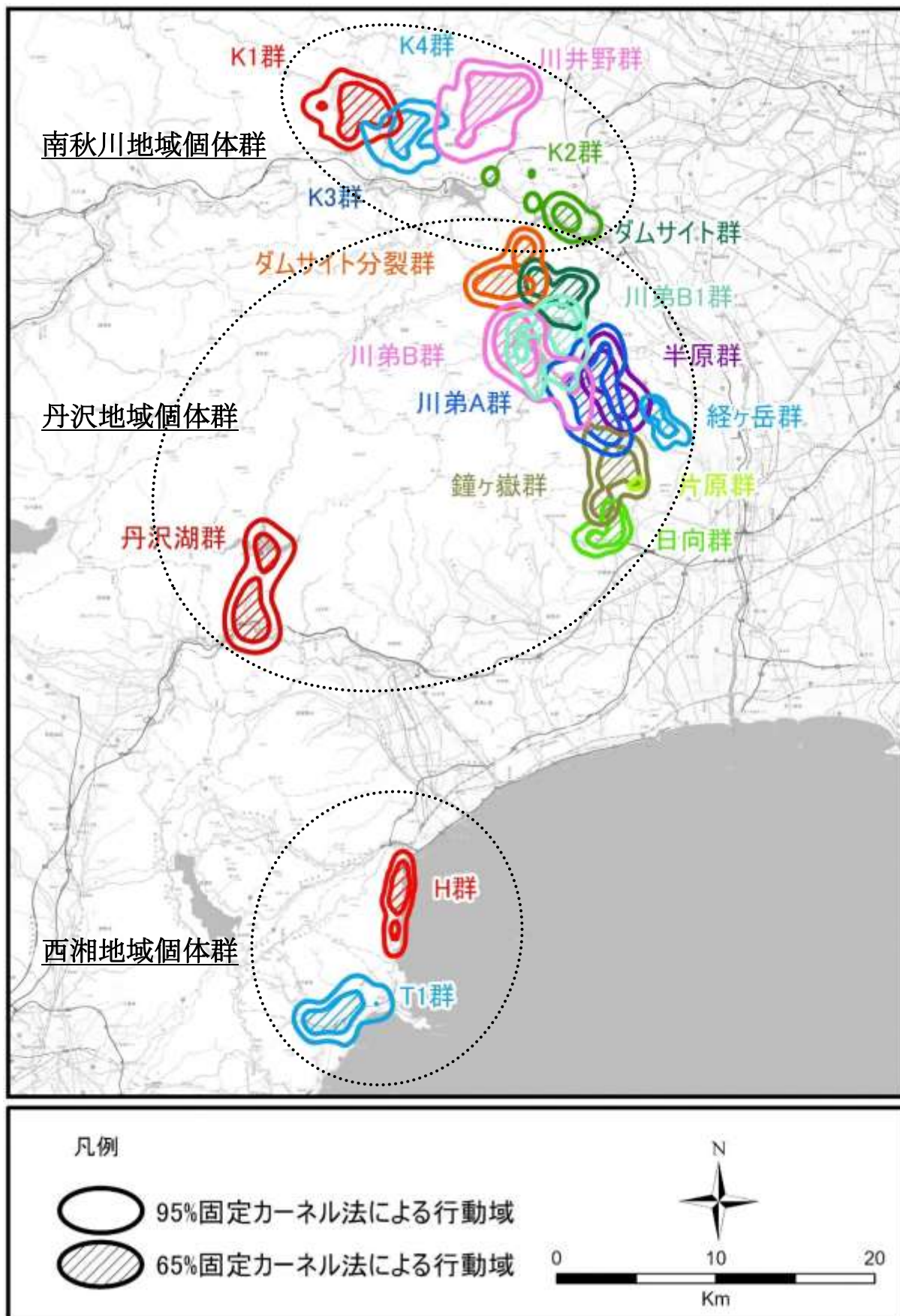
2002～2004（平成14～16）年度には、このような西湘地域を中心とした対策に加え、県北部と丹沢山地も含めて、県の補助及び国の緊急雇用対策事業を活用し、シカ・イノシシ対策も含め野生動物との棲み分けを図るための林縁への広域獣害防止柵の設置や、県内に生息する12の加害群にサル監視員を配置し、追い払い等を行った。しかし、西湘地域では、食餌木の生育遅れや枯損のため、群れを誘導できても定着させることが困難な状況となり、他地域においても被害は増減を繰り返し、被害の軽減及び棲み分けには至らなかった。

こうしたことから、県では、県全域を対象に農作物被害の軽減及び生活被害・人身被害の根絶を目指すとともに、長期的な観点から地域個体群の安定的な存続を図ることを目的として、2003（平成15）年3月にニホンザル保護管計画を策定した。計画の実施に当たって、神奈川県野猿対策協議会は解散し、学識経験者、農業協働組合、市町村等からなる神奈川県鳥獣総合対策協議会を設置した。ニホンザルについては、サル対策専門部会を設置して、対策および保護管理計画を検討することとした。また、各地域県政総合センターには、地域鳥獣対策協議会を設置し、サルを含めた野生鳥獣の対策を検討することとした。

3 生息数

地域 個体 群名	群れ・ 集団名	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	備考	
西湘	S群	22	21	20	21	22	25	22	20	18	17	5	2	2			
	H群	35	32	33	36	45	45	42	44	47	35	31	27	19	12		
	P1群	17	19	15	13	9	12	13	5	5	5	2	1	1	1		
	T1群	27	26	27	29	31	32	33	34	36	28	28	30	24	23		
	T2群	4															
	和田山 集団						3	—	—	3	2						平成28年度は熱海市からの聴取 平成29年度は確認情報なし 平成29年度までに消滅したものと して扱う
	小計	105	98	95	99	110	114	110	106	108	85	66	60	46	36		
丹沢	ダマシ 分裂群	48	50	29	35	25	19	20	15	20	20	19	6	9	5		
	ダマシ 群	16	12	15	16	16	17	12	12	14	11	14	20	17	17		
	川弟B 1群													50	45	川弟B群からの分派により令和2年 度に新たに確認された。	
	川弟B 群			47	51	59	59	64	63	68	60	74	26	25	29		
	川弟A 群	66	79	42	46	56	53	57	56	57	63	67	66	70	72		
	半原群					20	23	22	36	36	45	31	34	47	51		
	片原群				22	25	31	26	24	16	16	18	12	3	—	令和3年度はカウント調査実施せず	
	鐘ヶ嶽 群									26	24	20	24	21	31		
	鳶尾群	118	108	103	107	89	90	92	58	46	42	19					平成31年4月に除去が完了し消滅
	経ヶ岳 群	82	81	68	69	46	45	54	32	39	34	27	11	5	5		
	煤ヶ谷 群	63	72	53	54	52	51	47	41	38	47	28	3	3			令和2年度は厚木市からの聴取
	日向群	51	53	54	59	67	65	52	48	38	36	35	32	30	34		令和3年度はシミュレーション値
	高森集 団		13	7	3	5	3	3	3	3							平成27、28年度は伊勢原市から聴取 平成29年度は確認情報なし 平成29年度までに消滅としたものと 扱う
	子易群	10	13	19	20	23	16	13	11	10	10						平成30年2月に除去が完了し消滅
	大山群	41	44	49	49	50	54	45	49	32	31	14	9				令和2年7月に除去が完了し消滅
	丹沢湖 群	14	22	22	22	25	27	28	24	29	33	28	40	31	22		
	小計	512	548	508	553	558	553	535	472	472	472	394	283	311	311		
南秋川	K1群	119	110	102	107	107	104	96	91	94	89	79	73	72	67		
	K2群	80	83	89	96	93	87	81	70	65	49	61	29	6	—	令和3年度はカウント調査実施せず	
	K3群	75	76	88	99	93	89	74	81	82	83	81	73	26			
	K4群	72	76	77	73	56	50	53	45	51	61	47	51	52	63		
	川井野 群									81	80	—	19	—	90	109	平成29年度、令和元年度は神奈川県 側の利用が少なく、個体数カウント が実施できなかった。
	小計	346	345	356	375	349	330	304	368	372	282	287	226	246	239		
合計		963	991	959	1027	1017	997	949	946	952	839	747	569	603	586		

4 行動域 (2021 (令和3) 年度)



5 管理計画の実施状況

(1) 追い払い実施状況

* 策定時に最新の情報へ差替

地域 個体 群名	市町村名	群・ 集団名	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2 速報値
西湘	南足柄市	S	0	20	0	0	0	0	5	6	12	4	2	10	0	0
	小田原市 (注2)	S、H	365 (2149.5h)	365 (2133.5h)	365 (2826h)	365 (2685h)	365 (2363h)	365 (2121h)	365 (1537h)	365 (3127h)	366 (2350h)	365 (2423h)	365 (1,903.5h)	365 (2,026h)	365 (2,026h)	365 (1,590h)
	箱根町	S	100	47	561	510	923	767	189	245	251	244	247	124	10	10
	真鶴町	T1、H	88	119	88	114	29	84	70	76	78	42	36	26	13	27
	湯河原町	T1、P1	79	193	216	366	263	275	222	231	298	270	256	211	277	215
	計		632 (2149.5h)	744 (2133.5h)	1,230 (2826h)	1,355 (2685h)	1,580 (2363h)	1,491 (2121h)	851 (1537h)	923 (3127h)	1,005 (2350h)	925 (2350h)	906 (1,903.5h)	736 (2,026h)	665 (2,026h)	617 (1,590h)
丹沢	相模原市	ダムサイト、カ み野小分裂、 川弟分裂	198	309	413	674	591	660	391	747	741	776	668	1,289	623	672
	厚木市	麩尾、経ヶ 岳、煤ヶ 谷、日向、 半原、七 沢、片原、 高森集団、 鐘ヶ嶽	305	311	964	1,605	918	608	1,632	1,598	1,472	1,127	1,070	1,422	641	591
	愛川町	ダムサイ ト、川弟、 川弟分裂、 麩尾、半原	157	210	282	247	189	323	249	245	252	255	460	1,156	892	914
	清川村	煤ヶ谷、片 原、川弟、 川弟分裂、 鐘ヶ嶽、川 弟A、川弟 B	63	54	91	89	73	51	118	213	317	308	266	185	154	195
	松田町		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	山北町	丹沢湖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	3	8
	秦野市	大山、子 易、日向	40	134	160	154	350	464	468	702	720	389	369	419	262	678
	伊勢原市	大山、日 向、子易、 煤ヶ谷、高 森集団	204	210	210	348	199	184	419	450	515	566	410	731	567	503
	計		967	1,228	2,120	3,117	2,320	2,290	3,277	3,955	4,017	3,421	3,243	5,204	3,142	3,561
	南 秋川	旧相模湖町	K1、K 2、K3、 K4	144	187	362	300	465	1,116	504	998	1,265	1,443	1,038	2,004	1,070
旧藤野町			180	237	283	326	523									
計			324	424	645	626	988	1,116	504	998	1,265	1,443	1,038	2,004	1,070	1,121
合 計		1,923 (2149.5h)	2,396 (2133.5h)	3,995 (2826h)	5,098 (2685h)	4,888 (2363h)	4,897 (2121h)	4,632 (1537h)	5,876 (3127h)	6,287 (2350h)	5,789 (2423h)	5,187 (1,903.5h)	7,944 (2,026h)	4,877 (2,026h)	5,299 (1,590h)	

※ R2は第3四半期までの速報値

※ 表中の数値は追い払い委託による巡視日数及び通報等による追い払い実施の出動回数の合計

※ 小田原市は小田原市鳥獣被害防止対策協議会（旧サル対策協議会）による追い払い出動時間を括弧内に外数で記載

(2) 捕獲数の推移

* 策定時に最新の情報へ差替

ア 加害個体捕獲数

(単位：頭)

地域個体群名	群れ名	項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
西湘	S	捕獲数	1	3	2							
		放獣数	3	11	4	6						
	H	捕獲数							2	3		
		放獣数										
	P1	捕獲数										
		放獣数										
	T1	捕獲数									3	1
		放獣数										
	ハナレザル	捕獲数								1		
		放獣数										
丹沢	ダムサイト	捕獲数										
		放獣数										
	ダムサイト分裂	捕獲数										1
		放獣数										
	半原	捕獲数										
		放獣数										
	川弟	捕獲数										
		放獣数										
	日向	捕獲数					1			1		
		放獣数										
	片原	捕獲数										
		放獣数										
	鐘ヶ嶽	捕獲数								1		
		放獣数										
	経ヶ岳	捕獲数										
		放獣数										
	丹沢湖	捕獲数								1		
		放獣数										
	子易	捕獲数										
		放獣数										
高山集団	捕獲数											
	放獣数											
ハナレザル	捕獲数		1	2								
	放獣数											
ハナレザル (計画対象区域外)	K2	捕獲数										
		放獣数										
	K3	捕獲数										
		放獣数										
	K4	捕獲数										
		放獣数										
	ハナレザル	捕獲数							1			
		放獣数										
	不明	捕獲数										
		放獣数										
計	捕獲数	1	4	4	1	0	2	6	6	2		
	放獣数	3	11	4	6	0	0	0	0	0		

イ 個体数調整

(単位：頭)

地域個体群名	群れ名	項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
西湘	S	捕獲数					13 (2)	1	2	1	-
		放獣数					6		0	0	-
		計画数					18	5	4	2	-
	H	捕獲数	0	4	2	6	6 [3] (1)	4 (4)	4 (4)	1 (2)	4 (1)
		放獣数			2		3	2	3	0	0
		計画数	19	16	7	8	15	4	4	2	16
	P1	捕獲数						(1)		-	-
		放獣数								-	-
		計画数								-	-
	T1	捕獲数		1	2	4	3	1 (2)	2	2	2 (2)
		放獣数	2	1	3	9		6	6	8	10
		計画数	15	20	5	7	8	2	2	2	2
丹沢	ダムサイト	捕獲数							-	1	0
		放獣数							-	0	0
		計画数								-	2
	ダムサイト分裂	捕獲数	3	6	1	2	2	7	8	6	0 (1)
		放獣数					1		0	1	0
		計画数	25	19	20	15	20	18	12	6	5
	川弟B	捕獲数					1		5	0	0
		放獣数							0	0	0
		計画数	59	59	64	63	20	15	20	3	0
	川弟B1	捕獲数	-	-	-	-	-	-	-	-	0
		放獣数	-	-	-	-	-	-	-	-	0
		計画数	-	-	-	-	-	-	-	-	5
	川弟A	捕獲数							0	2 (2)	13
		放獣数							0	0	1
		計画数						11	14	18	10
	経ヶ岳	捕獲数	10	10	22	5	21 (1)	16	12	0	3
		放獣数	47	16	1	1	1		3	0	0
		計画数	17	10	30	5	21	22	14	5	5
	鳶尾	捕獲数	21	49	20	25	41	18 (1)	3	-	-
		放獣数	20	33		2		1	0	-	-
		計画数	49	60	55	25	46	17	3	-	-
	煤ヶ谷	捕獲数	9	8	12	10	17 (3)	27	5	1	-
		放獣数	7	24					0	0	-
		計画数	22	10	23	10	18	30	3	3	-
	鐘ヶ嶽	捕獲数				8	[2]	1	3	3 (1)	0
		放獣数				2	1		1	3	0
		計画数				26		4	3	4	0
	日向	捕獲数		20	13	15	8	7	16	3 (1)	5
		放獣数		20	10	13		12	4	8	1
		計画数		20	13	15	16	11	16	5	9
	高森	捕獲数		1						-	-
		放獣数								-	-
		計画数	5	3	3	3	3			-	-
	大山	捕獲数	10	11	15	15	22	12	8	2	-
		放獣数		10	7	7	1		0	0	-
		計画数	10	12	15	15	32	13	4	5	-
	子易	捕獲数	10	8		3	12 [1]			-	-
		放獣数		2						-	-
		計画数	23	16	13	11	10			-	-
	片原	捕獲数	4	8	3	6	5 (1)	3	6	4	0
		放獣数								1	0
		計画数	25	31	26	24	16	12	15	9	3
	半原	捕獲数				5	0	2	1	0	0
		放獣数				1	1		1	0	0
		計画数	20	23	22	36	3	10	12	5	15
	丹沢湖	捕獲数					(1)	(1)	2	5 (3)	2 (1)
		放獣数								2	2
		計画数						5	9	7	0
南秋川	K1	捕獲数	1	2	1		4 [9]	[6]	[11]	[8]	1 [20]
		放獣数									3
		計画数	30	10	10	10	18	9	10	10	9
	K2	捕獲数	7	20	6	19	14	14 (1)	29		7
		放獣数		5				2	1		0
		計画数	20	20	30	30	20	20	30	29	6
	K3	捕獲数	8	12	9	14	17 [1]	20 (1) [2]	35 (1) [1]	40 [1]	-
		放獣数		7	2	2	1	3	5	4	-
		計画数	20	20	25	30	25	25	42	33	-
	K4	捕獲数		10	1	3	8	10	6	2	33
		放獣数		10	1	2	1	1	10		8
		計画数	10	10	20	20	10	20	16	15	33
川井野(旧恩方)	捕獲数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	放獣数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計画数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	捕獲数	73	169	103	140	194 (9) [10] [6]	143 (11) [8]	145 (5) [12]	72 (9) [9]	70 (5) [20]	
	放獣数	76	128	26	38	16	27	34	27	25	
	計画数	359	357	378	434	330	256	237	157	146	

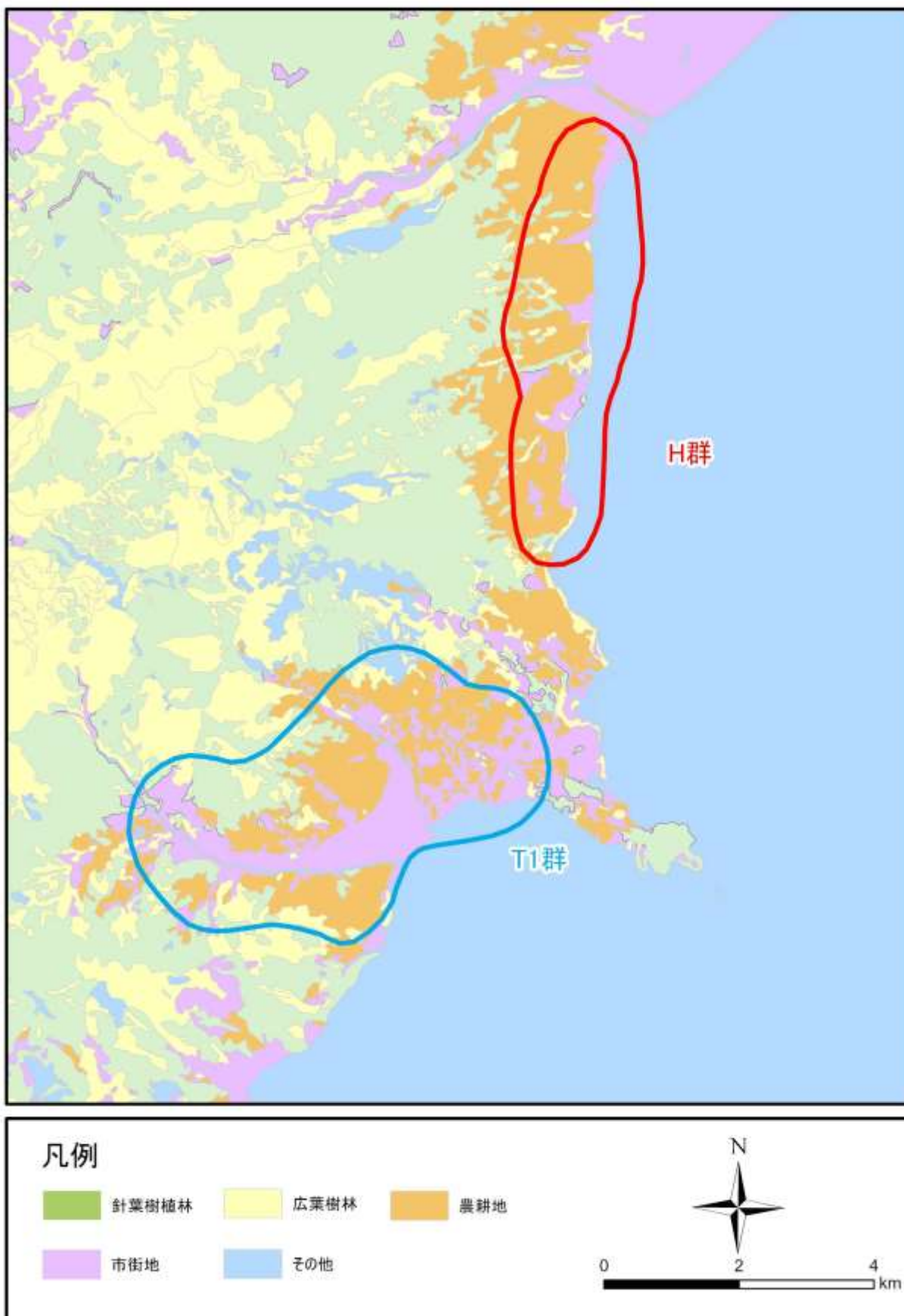
※H29 以降の()は交通事故死および自然死、[]は平成 28 年度許可による捕獲数、
【 】は上野原市の捕獲数ですべて外数。

※不明：H20 南足柄市オトナメス 1 頭

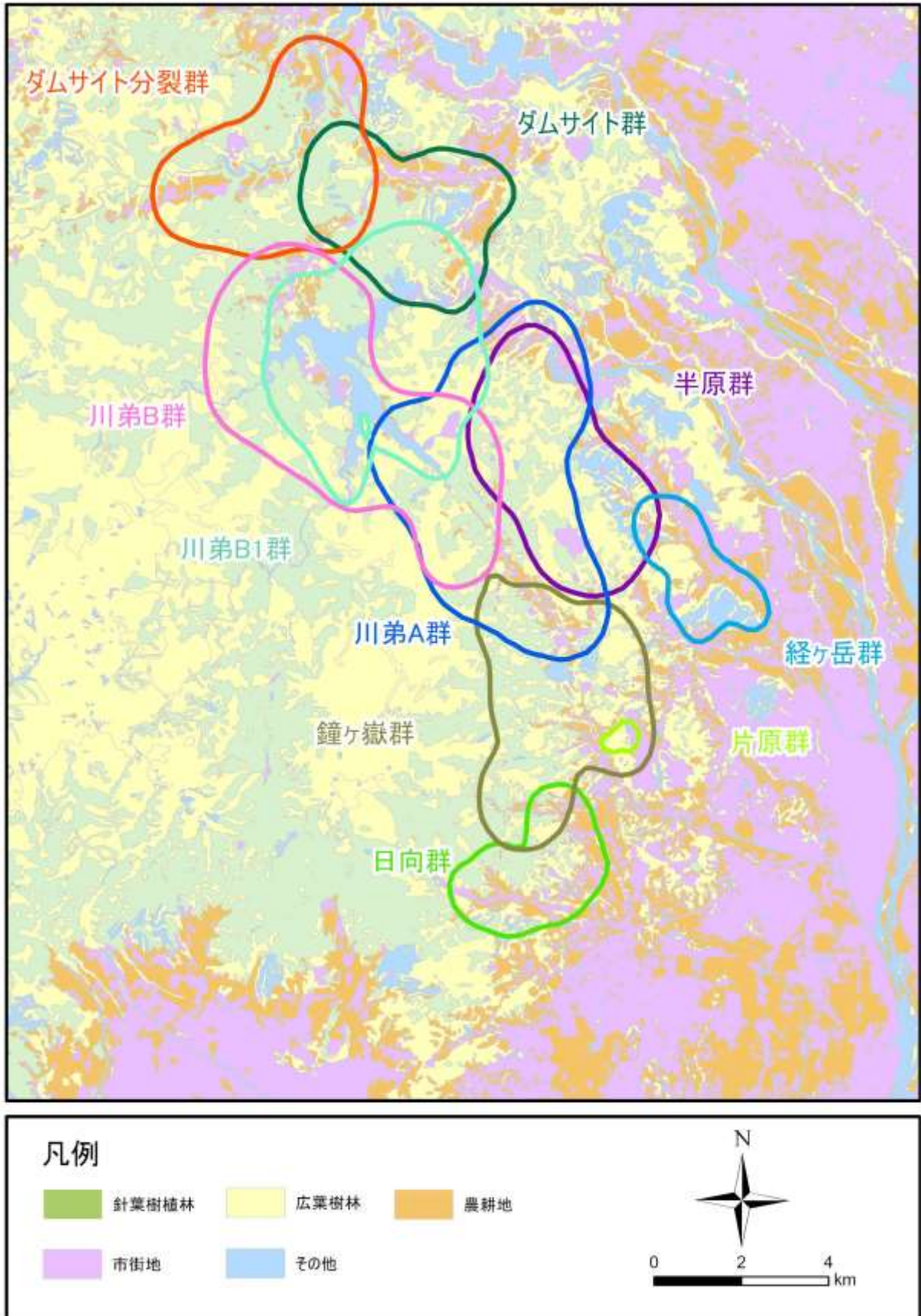
H21 南足柄市コドモオス 1 頭、旧城山町コドモオス 1 頭

6 サル行動域と植生図（令和3年度ニホンザル生息状況調査結果）

(1) 西湘地域個体群

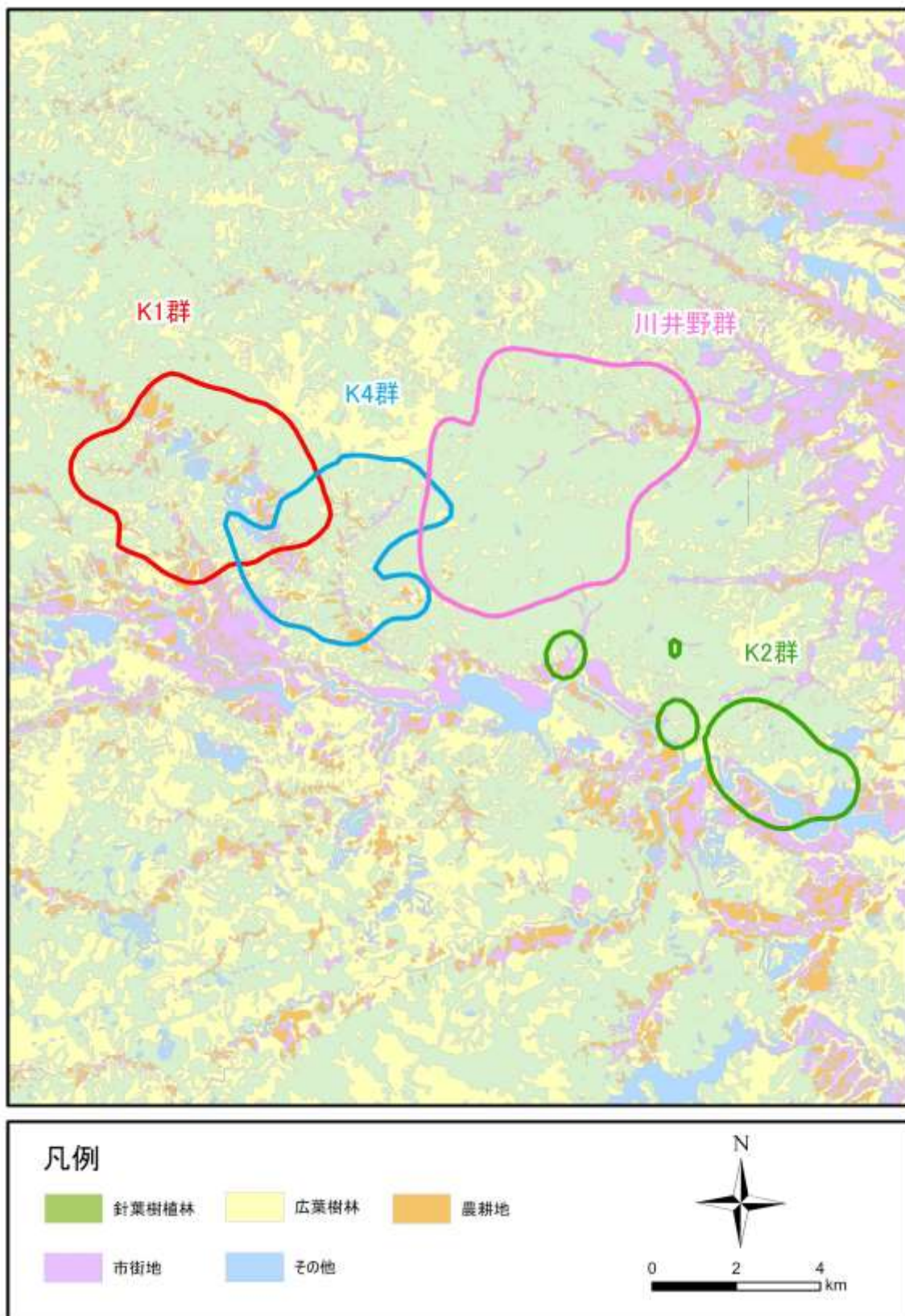


(2) 丹沢地域個体群

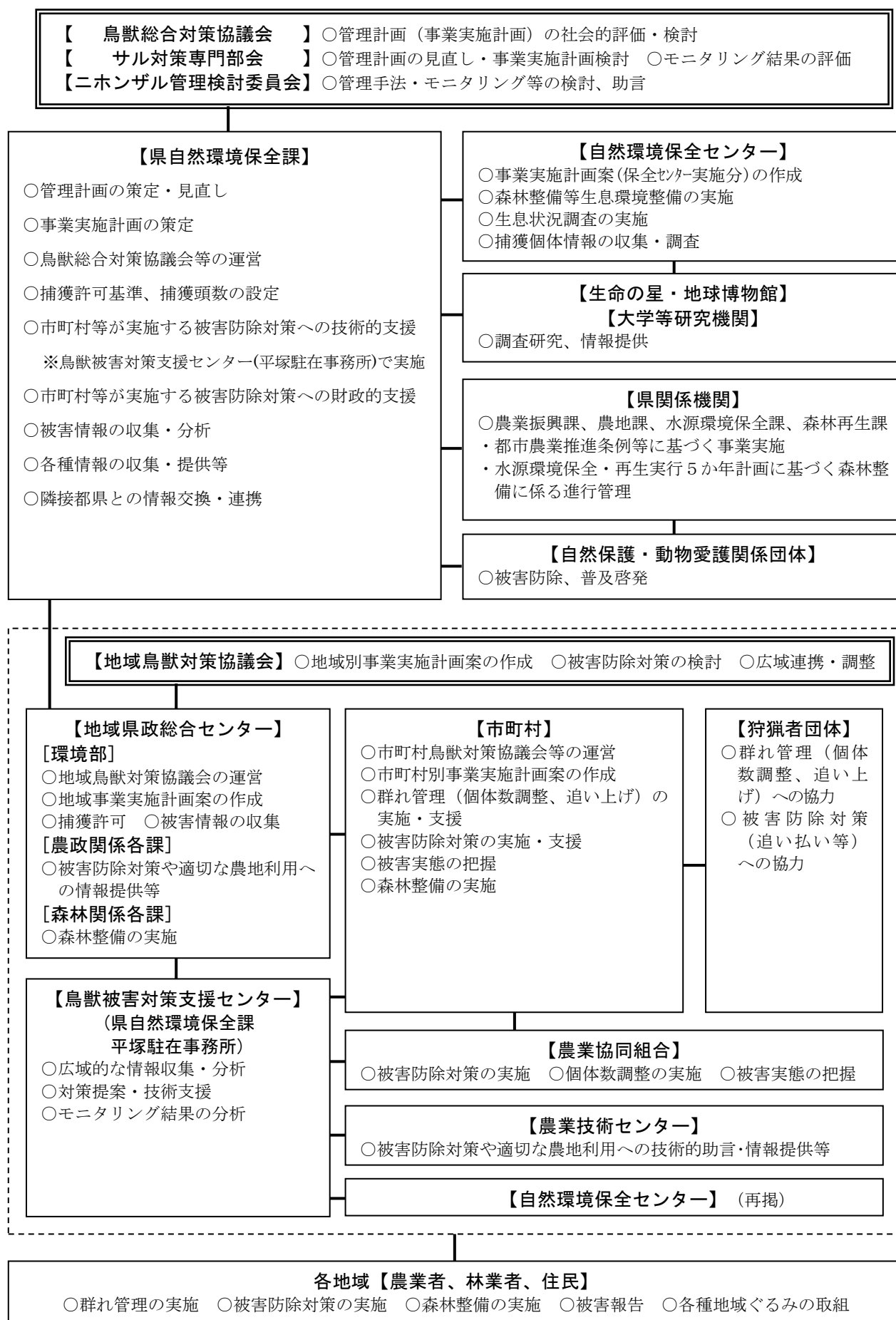




(3) 南秋川地域個体群



7 管理計画の実施体制



8 用語集

遺伝子

生物の遺伝情報を担う最小の単位を遺伝子という。生物は、父親から受け継いだ遺伝子と母親から受け継いだ遺伝子を持っており、この一対の遺伝子の組み合わせによって、ある個体に発現される様々な形質が決定される。

外来種

本来の生息地でないとところに人為的に持ち込まれて生息している種

囲いわな

獣が餌をくわえて引くことによって、又はその他の装置によって、獣自ら又は人の操作により獣を閉じ込めて捕らえるわなで、上面を除く周囲の全部又は一部を、杭、柵等により囲いこむものをいう。なお、一般的に上面の水平面積が半分を超え、かつ、概ね屋根状のものは囲いわなとししない。

管理事業

管理事業とは、第二種特定鳥獣管理計画（別記）の目標を達成するための施策として、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等の多岐にわたる事業を多様な事業主体との連携や協力を図りつつ総合的・体系的に実施するもの

行動域

定住性を示す動物が行動する地理的範囲

自然植生

人為的な手が加えられることなく、自然状態で成立した植生のこと。例えば伐採跡地に自然に成立した林も自然植生と考えられ、数百年以上にわたって人間活動の影響を受けていないような植生は、原生植生と呼ばれる。

集団

十分なモニタリング調査が行われておらず通年の行動域・個体数が不明であるが、隣接する群れとは独立した行動域をもつと推測される数頭から数十頭のサルが集まり

狩猟鳥獣

野生鳥獣の中で比較的生息数の多い種及び有害性の強い種等を狩猟の対象として、鳥獣の保

護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（別記）に基づき、環境大臣が定めたもの

なお、狩猟鳥獣以外であっても有害鳥獣捕獲、学術研究等のための捕獲許可を得た場合には捕獲することができる。

生態系

自然界に存在する全ての種は、各々が独立して存在しているのではなく、食うもの食われるものとして食物連鎖に組み込まれ、相互に影響しあって自然界のバランスを維持している。これらの生物に加えて、それを支配している気象、土壌、地形等の環境も含めて生態系と呼ぶ。互いに関連をもちながら安定が保たれている生物界のバランスは、ひとつが乱れるとその影響が全体に及ぶだけでなく、場合によっては回復不能なほどの打撃を受けることもある。

生物多様性

全ての生物の間に違いがあることをいうものとされており、次の3つのレベルで多様性があるとされている。

生態系の多様性：森林や里山、河川、海等の様々な生物が存在すること。

種間(種)の多様性：動植物から菌類、バクテリアに至る様々な生物が存在すること。

種内(遺伝子)の多様性：同じ種であっても個体の形や模様、生態に違いがあること。

生物多様性は、「つながり」と「個性」という言葉に置き換えることができる。「つながり」は、食物連鎖等の生物間の関係や、山・川・海の連続性といった生態系間の関係等を表し、「個性」は、同じ種であっても個体が少しずつ違うことや、それぞれの地域に固有の生物相があることを表す言葉として捉えられる。

第二種特定鳥獣管理計画

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（別記）に基づき、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（第二種特定鳥獣）の管理に関して都道府県が策定する計画

専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りながら、科学的で計画的な鳥獣の管理に係る中長期的な目標や対策を設定する。

地域個体群

ある地域に生息している同種の個体の集まり

で、サルの場合は、行動域が連続して存在している複数の群れの集まりを指している。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与する等を目的として制定。それまでの「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」が 2014 年（平成 26 年）5 月（2015 年（平成 27 年）5 月 29 日施行）に改正された。法目的に鳥獣の管理が追加され、鳥獣の「保護」及び「管理」の定義が規定された。（定義）

鳥獣の保護：生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持することをいう。

鳥獣の管理：生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることをいう。

箱わな

木又は金属板等で箱型に作ったわなで、箱の中に獣が入り込んで内部の餌をくわえて引くか、又は、踏み板を踏むと、入り口の支えが落下して、箱の中の獣を捕獲する装置

群れ

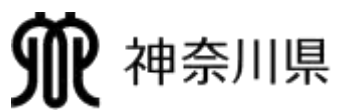
モニタリング調査により通年の行動域・個体数が把握されているサルの集まり

モニタリング

継続的な調査、監視を行うこと。

林床植生

森林は様々な高さをもった植物の組み合わせによる多層構造であるが、林床植生はこれらのうち低木以下の階層を構成する植生をいう。



環境農政局緑政部自然環境保全課
横浜市中区日本大通 1 丁目231-8588 電話 045(210)1111 (代表)